

平成 29 年度 事業計画

《基本方針》

近年、我々の生活と取り巻く状況は、価値観の多様化、核家族化、人口流動性の増大などを背景として、いわゆる“無縁社会”の言葉に象徴されるように地域の結びつきが弱まり、少子・高齢化や過疎化の進展ともあいまって、地域社会の脆弱化が深刻となってきました。

本市の人口においても、横ばいか、やや減少の傾向となっており、人口減少の局面を迎えつつあり、高齢者世帯の増加・核家族化の進行等による扶養力の低下は家族だけの問題ではなく、地域社会全体で、住民相互の支えあいの仕組みづくりが求められています。また、就労困難による生活困窮者の増加や負の連鎖による「子」への影響、親族間での関わり拒否など家庭の基盤が揺らぐことにより地域の中でこれらの課題が生じてきております。

このような社会状況を踏まえ、ひたちなか市社会福祉協議会では、本年 4 月に改正される「社会福祉法」に基づき、社会福祉法人として責任をもち行政と連携した福祉事業を強化し展開するとともに、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会」を構築していくため住民相互で支援や助けあい活動等ができるよう、つながりを大切にする地域福祉活動を推進いたします。また、災害時でも有効な対応ができる体制を構築して参ります。

社協支部を基盤とした福祉活動の推進やふれあいサロン活動支援、助けあいや支え合いなどの共助意識拡大のため、ボランティア活動への参加促進を図ります。また要介護・障害者のケアマネジメントや法人後見・日常生活自立支援事業を推進いたします。

高齢者関連事業では、介護予防教室やひとり暮らし高齢者等への訪問活動の充実。

心身障害者関連事業では、通所訓練施設の運営を始め、指定管理者として、総合福祉センター等の各管理施設で利用者される方々へ適切な施設管理・事業運営をして参ります。

今後も身近な地域での住民のつながり・支えあいの取り組みを実践し、安心と安全な福祉のまちづくりの推進に努めます。

《重点項目》

1. 社協支部福祉活動の理解促進と事業活性化支援・ふれあいサロン活動強化支援
2. ボランティアの養成と活動への参加促進・情報提供
3. おとしより相談センターの充実及び介護予防事業・認知症地域支援事業・介護保険関連事業の円滑な運営
4. 高齢者生きがい事業の充実と高齢者クラブ活動支援
5. 指定管理施設及び関連市受託事業の適切な運営
6. 地域を基盤とした社会福祉関連事業の推進

《重点事業概要》

1. 社協支部福祉活動の理解促進と事業活性化支援・ふれあいサロン活動強化支援

[地域福祉推進事業]

市内 83 自治会を社協支部に指定し、社協支部（自治会）を核として、市内全域で地域福祉活動を推進してまいります。

支部福祉活動では、社協支部長を中心に支部運営委員や民生委員・児童委員等と連携を図り、地域内の福祉対象者の把握や小地域ネットワークの組織化、緊急通報システムの設置、福祉懇談会、三世代交流事業など、多世代にわたる住民が参加して共に支えあう地域づくりの事業を展開いたします。

また、住民の自発的な活動である「ふれあい・いきいきサロン」活動には、『ふれあい福祉活動費』の交付などの支援を行います。

[社協支部活動費補助等]

■支部補助金	会費納入の 30%を、各支部に支部運営費として補助
■支部福祉活動助成金	申請により、基本額 2 万円と 100 円/世帯×当該年度社協会費納入世帯分を合わせた額を、10 万円を上限として助成
■敬老会助成金	敬老会対象者（75 歳以上）に 1 人当たり 700 円を助成
■支部長研修負担金	支部長研修会の経費一部負担（年 2 回）
■小地域ネットワーク組織啓発助成金	ネットワーク啓発会議開催費として助成（受託事業）
■小地域ネットワーク組織活動助成金	ネットワーク運営のため、ネット数に応じて助成（受託事業）
■ふれあい福祉活動費補助	ふれあいいきいきサロン等の活動に対し開催回数に応じて補助 サロン立ち上げ・強化補助・活動保険補助（市補助）

2. ボランティアの養成と活動への参加促進・情報提供

[ボランティア活動センターの運営]

住民のボランティア活動への関心や参加意識が高まってきており、市内の福祉施設や学校、イベント、地域活動でのボランティア活動も活発化しています。

ボランティア活動センターは、ボランティアの受付窓口として、相談、ニーズ受付、コーディネートを行うほか、新規ボランティアの養成にも取り組み、市内のボランティア活動の充実・拡大を図ります。

また、市内の小中学校を「福祉教育推進校」として、児童・生徒の福祉学習の支援を行うとともに、すでに活動しているボランティアの支援やボランティア連絡協議会の運営にも協力してまいります。

[ボランティア活動センター事業]

- ボランティアに関する相談・受付・派遣調整及び情報提供
- ボランティア活動センター運営委員会の開催
- ボランティアサークルの活動・支援、ボランティア連絡協議会の運営協力
- ボランティアの育成
(出前講座、青少年ボランティアスクール、福祉教育ボランティア講座など)
- 福祉教育推進校事業
- ボランティアの担い手養成

3. おとしより相談センターの充実及び介護予防事業・認知症地域支援事業・介護保険関連事業の円滑な運営

超高齢化社会に突入し、課題を抱える高齢者世帯が急増している中、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者世帯、介護予防・支援が必要な高齢者、単身・高齢者のみ世帯、無年金・保険料未納など経済的課題のある世帯、ひきこもり・閉じこもり世帯の増加など、高齢者や障がい者の世帯の複合的な問題への対応が課題となっています。

社協における介護保険関連事業では、高齢者の日常生活の自立支援に重点をおき、居宅でのサービスや介護予防、また心身の障がい等により日常生活で支援が必要とされる方々に対して、関係法令を遵守し居宅介護サービス等を提供いたします。

『通所型予防サービス』（受託）事業では、市内2施設で、高齢者の健康維持と認知症予防を目的として運営してまいります。

高齢になっても、安心して住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護サービスの一層の充実と関係各機関との連携を進めてまいります。

[居宅介護支援事業]

在宅の要支援・要介護者が、介護サービス等を適切に利用できるように、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設の利用などのケアマネジメントを行います。

介護サービス計画は、要支援・要介護者などの心身の状況や置かれている環境、本人や家族介護者の希望を伺いながら、心身の状態にあったサービス計画を作成し、計画に基づくサービスが確保されるように事業者等との連絡・調整を行います。

介護支援専門員〈ケアマネージャー〉	6 人
契約者見込み	約 200 人/月
介護予防プラン	約 40 人/月

[指定市町村事務受託法人及び認定調査]

指定市町村事務受託法人として新規の要介護認定調査及び認定更新者の要介護認定調査を行ないます。

介護支援専門員〈ケアマネージャー〉	6 人
*居宅介護支援事業所と兼務	
調査対象者見込み	約 40 件/月

[訪問介護事業]

訪問介護員が要支援者・要介護者の居宅を訪問して、在宅での生活を維持するために以下の事業を行います。

- ① 身体介護（利用者の身体に直接触れての介助） 入浴・排せつ・食事等の介護
 - ② 生活援助（日常生活の家事援助） 調理・洗濯・掃除や必要な日常生活の援助
- | | |
|-----------|--------------------|
| 訪問介護員 | 5 人 |
| 登録ヘルパー | 28 人（障害者福祉サービス兼） |
| 営業日 | 309 日/年 |
| 利用者（契約者数） | 80 人 |
| 利用見込み | 825 回/月（平均 33 件/日） |

[障害者福祉サービス事業]

身体又は知的障がいの方、心身障がい児に対し可能な限り在宅において、その人の有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう介護サービスを提供してまいります。

訪問介護員（登録ヘルパー）	20 人（兼訪問介護）
営業日	309 日/年
契約者数	22 人
利用見込み	380 時間/月（平均 11.5 件/日）

[南部おとしより相談センター（南部地域包括支援センター）]（受託）

地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対し、総合的なマネジメントを担い以下の事業を実施いたします。

☆ 担当地区：勝田第一中学校区・大島中学校区)

職 員 主任介護支援専門員、保健師又は経験のある看護師、社会福祉士の
3 職種の有資格者 各 2 名ずつ 6 名が担当します。

- ① 総合的な相談窓口（高齢者の実態把握 虐待・権利擁護相談など）
- ② 介護予防マネジメント（予防プランの作成・評価 2 次予防対応など）
- ③ 包括的・継続的なマネジメント（ケアマネージャー間のネットワークの構築・連携、困難事例に対する助言など）
- ④ 介護予防金上事業所の運営及び介護予防委託事業所との連携

[認知症地域支援事業（認知症地域支援推進員の配置）]（受託）

認知症の人にその状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関・介護サービス事業所・地域のサポートなどの各サービスや支援機関をつなぐ連携支援と地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する相談業務を行います。

職 員 医療・福祉に関する専門資格を有する者 1 名

※包括支援センター職員と連携し、認知症の方の実態の把握や本人・家族の相談支援にあたります

[介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス事業]（受託）

要支援者及び要支援状態となるおそれのある高齢者を対象として、高場荘・金上ふれあいセンターで「元気サポート教室」を実施いたします。高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した生活が送れるよう、要支援 1・2 認定者・事業対象者（支援が必要と判断された高齢者）に対して健康維持や認知症予防に取り組む場として実施します。

火曜から金曜 週 4 日開催 午前の教室…午前 9 時 30 分から 11 時 30 分
午後の教室…午後 2 時 から 4 時 00 分

利用者数 午前/午後 各定員 20 名

内 容 体幹機能及び生活機能の維持向上（PT・OT・ST による指導）、健康運動指導士等による指導、運動機能維持向上（健康体操）、栄養・口腔機能低下予防（管理栄養士・歯科衛生士等による指導）、創作・交流活動、認知機能低下予防（読み書き計算等）

4. 高齢者生きがい事業の充実と高齢者クラブ活動支援

高齢者が生きがいをもって生活を送れるよう、高齢者関連事業の実施と、高齢者クラブ活動の支援をします。

■高齢者関係事業

◎社協自主事業・補助事業

- ・高齢者相談事業（ひとり暮らし高齢者・高齢者ふたり世帯・日中独居者の訪問相談）の充実
- ・金婚祝賀会の開催
- ・敬老会への助成
- ・高齢者クラブ育成指導
- ・高齢者外出支援事業

◎受託事業

- ・生きがい対策事業（高齢者大学、市長杯高齢者スポーツ大会、高齢者芸能発表大会、高齢者文化創作展、県参加事業）
- ・緊急通報体制整備事業
（小地域ネットワーク組織化、緊急通報システムの設置、ふれあい電話相談）

◎指定管理事業

- ・市毛ハーモニーセンターの管理運営
- ・老人福祉センター等（馬渡荘、大島荘、高場荘、みなと荘、金上荘、津田老人いこいの家）の管理運営

5. 心身障がい児の療育訓練体制強化と心身障がい者の社会参加のための生活訓練や生活介助の提供及び福祉団体の活動支援

在宅の心身障がい児・者が、社会活動に参加し、生きがいのある生活を送れるよう、心身障がい児・者関連の事業実施と、福祉団体等の活動を支援します。

■心身障害児者関係事業

◎社協自主事業・補助・受託事業

- ・福祉団体への活動支援と運営費の補助
- ・市報・社協だより「福祉ひたちなか」の音訳、点訳版の発行
（視覚障がい者への情報提供）
- ・各種補助団体の事業協力及び心身障害者連絡協議会への活動支援
- ・意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣調整）

◎指定管理者事業

- ・心身障害者福祉センター（含むデイ・ケア事業）の運営
- ・心身障害児療育訓練センター（かなりや教室、分室、野蒜教室）の運営
- ・かつた福祉作業所の運営
- ・身体障害者福祉センターの運営（機能訓練事業・障がい者レクリエーションスポーツ大会・わくわくドキドキバーベキュー・教養講座など）
- ・福祉情報センターの運営

- ・ 那珂湊心身障害者福祉センターの運営

6. 地域を基盤とした社会福祉関連事業の推進

◎一般事業

- ・ 第2次地域福祉活動計画の進行管理
- ・ 災害ボランティアネットワーク事業の推進とリーダー養成研修・災害ボランティア養成講座の実施及び災害時対応用品の整備
- ・ 共同募金（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）運動の展開
- ・ 社会福祉大会（功労者表彰式及び福祉講演会）の開催
- ・ 善意銀行の運営
- ・ 結婚相談所の運営
- ・ 法人後見サポート事業、日常生活自立支援事業
- ・ 社協だより「福祉ひたちなか」の発行（年6回）及びホームページの運営
- ・ 要援護者への相談及び生活支援（生活福祉資金・小口貸付資金）
- ・ 日常生活用具貸与事業（車いす・介護用ベッド）
- ・ 地域活動用「物品」の貸し出し
- ・ ふれあいフェスティバルの開催
- ・ ワンストップ総合相談サービスの推進
- ・ 多様な福祉事業展開のため福祉人材の確保
- ・ 職員の資質向上を目的とした研修及び資格取得支援

◎受託事業

- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 福祉バス（大型・中型）の管理運営
- ・ ねたきり高齢者等家族介護者等交流事業
- ・ 地域介護ヘルパー養成研修事業
- ・ 南部地域包括支援センター（南部おとしより相談センター）運営事業（勝田第一中学校区域・大島中学校区域）
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型予防サービス事業
- ・ 認知症地域支援事業の推進（勝田第一中学校区域・大島中学校区域）

◎指定管理事業

- ・ 総合福祉センター、那珂湊総合福祉センター（いきいき創生館・ふれあい交流館）、金上ふれあいセンターの管理運営